

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている
保険医療機関です。

九州厚生局長に下記の届出を行っております。

◇ 基本診療料に係る届出

- ・療養病棟入院基本料 1
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・入院時食事療養（Ⅰ）入院時生活療養（Ⅰ）
- ・経腸栄養管理加算
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ・身体的拘束最小化推進体制加算

◇ 特掲診療料に係る届出

- ・がん治療連携指導料
- ・電子的診療情報評価料
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・難病患者リハビリテーション料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造)
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・入院ベースアップ評価料 44
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・ニコチン依存症管理料
- ・通院・在宅精神療法の注13の施設基準